

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com



裁判官に被害地域を体感してもらおう控訴審でたった1回の現地検証 9/27現地進行協議(現地検証)を成功させよう!

平成30年9月27日は、東京高等裁判所の裁判官3人が被害地域に訪れ、その騒音被害を直接体験する現地進行協議期日(現地検証)です。

第1審(立川地裁)の際は、平成28年1月に瑞穂町、昭島市、立川市、10月に八王子と2度にわたって裁判官が現地までやってくる機会を作りました。ただ、審理期間をそれほど長くはとることができない第2審では、第1審で実施した場所を厳選し、被害地域全域を9月27日の一日だけで回ることになります。

現時点で、八王子のURパークヒル宇津木台9-1号棟、宇津木台町会会館、わらべうつき台保育園、昭島市ダイヤパレスパーク、瑞穂町オリンピック、瑞穂町内の個人宅、瑞穂町ドンキホーテ、立川市横田基地サウスゲート、そして昭島市拝島第二小学校で、それぞれの地域の騒音を裁判官に体験してもらおうことは決まっています。

弁護団は、それぞれの地域の被害状況を効率よく的確に裁判所に説明できるよう、それぞれの地域の特徴を纏めた指示説明書を作成して当日に臨みます。

第2審において、先の7月27日期日のビデオ検証、11月21日に実施される原告団の本人尋問に並び、次回9月27日の現地進行協議(現地検証)は私たち原告団側が裁判所に対し強く被害を訴える絶好の機会ですので是非とも成功させましょう。【弁護士 杉野 公彦】

【これからの裁判スケジュール】

9月27日(木) 9:40~16:30	現地検証(八王子、昭島、立川、福生、瑞穂町の被害地域)
10月12日(金)	(現地検証予備日)
11月20日(火) 10時~17時	第3回口頭弁論 (本人尋問・証人尋問)
2019年1月31日 14時30分	第4回口頭弁論(結審予定)

9/27 現地進行協議で裁判官に説明する被害地域の特徴

パークヒル宇津木台9-1号棟は、多摩大橋の南西側にあり、横田基地の滑走路延長線のほぼ直下にあります。横田基地に南から離着陸する飛行機の多くは、パークヒル宇津木台のほぼ真上を飛行します。

ここの屋上からは多摩川を挟んで北側が広く見渡せるので、横田基地から飛来する飛行機の飛行経路を示すとともに、八王子の原告居住地域の状況、騒音の激しさを伝えることがポイントになります。 【弁護士 佐々木 洪平】

スーパーオリンピック瑞穂店は横田基地の北約500メートル、JR八高線箱根ヶ崎駅北西に位置し、青梅街道に面しています。横田基地の航空機が離着陸するコースのほぼ真下にあります。この屋上からは東方面にスカイホール、南西方向には松原の住宅地が広がります。

裁判官には、間近で見る巨大な航空機の恐怖感と、その騒音の激しさを体感してもらい、原告らの苦痛を理解してもらうことがポイントとなります。 【弁護士 田中 洋一郎】

わらべうつき台保育園~宇津木台町会会館

保育園・学童保育所は、地域の乳児から小学校低学年の幼い子どもたちが集まり、遊んだり勉強したりしながら長時間を過ごす場所です。町会会館は、町民の交流場所です。このような施設が、横田基地南端から約4500メートルの滑走路延長上のほぼ直下にある、常に離着陸する飛行機が頭上を低空で飛行し、その騒音や、墜落、落下物の危険に曝されているという異常な実態が存在していることを伝えたいと思います。

【弁護士 與那嶺 慧理】

ドン・キホーテ多摩瑞穂店の屋上からは、北側の一部を除いて、横田基地内が一望できます。基地内の各施設、各設備、駐機する飛行機、離着陸する飛行機について裁判官に説明をします。下見の際には、オスプレイが数機駐機しているのが確認できましたので、この点についても力点を置いて説明をします。

住民の方々の生活と密接した場所に横田基地という異様な施設があるという点を裁判官に伝えたいと考えています。

【弁護士 富田 隼】

ダイヤパレスパークは、JR昭島駅に至近のマンションで、横田基地に飛来し、また、横田基地から飛び立っていく飛行機の騒音を直に受ける場所です。この屋上に立つことで、裁判官には、横田基地に離着陸する飛行機の南側の飛行経路と住宅街、市役所、そして高層マンションを通過していく飛行機の危険性(飛行機の部品の落下した日枝神社の森も指し示します。)とその騒音の激しさを伝えることが実施のポイントです。 【弁護士 杉野 公彦】

サウスゲートは、滑走路に最も近い場所です。騒音のひどい場所で、周辺には集団移転を迫られた堀向地区もあります。航空機が飛べば、頭の上を低空で通過する航空機に裁判官も驚くことと思います。サウスゲートでは、ゲート付近から基地の施設の説明をしながら滑走路沿いに裁判官に歩いてもらいます。その時間で何とか航空機が飛んで、裁判官に激甚な騒音を直に体験してもらいたいと考えています。皆さんも念じていてください。

【弁護士 小林 善亮】

拝島第二小学校は横田基地南端から約800メートルという近距離、85Wの地域にあります。滑走路の延長線上に位置することから米軍機が校庭や校舎の真上を非常な低空で通過します。そのため校舎の窓は二重窓になっています。

本校屋上からは、米軍機の離着陸・旋回訓練の

際の飛行経路や低空飛行の様子、さらに昭島市や福生市の原告の方々の居住地域の位置等を説明します。また昭島市による屋上での騒音測定の様子や、校舎の二重窓等についても説明する予定です。 【弁護士 小口 明菜】

7/27 第2回口頭弁論で 将来の損害賠償を認めさせる陳述をしました

7月27日10時30分から東京高等裁判所において、第2回口頭弁論期日が開催されました。

この期日では、まず、これまでの将来の損害賠償請求の趣旨が認められない場合に備え、請求の趣旨を追加する申立をしました。

すなわち、「イ 横田飛行場についての、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による現行の第1種又は第2種区域の指定を変更する旨の告示

ロ 控訴人各自につき、当審口頭弁論終結時の居住地からの転居」のいずれかが実現されるまでの将来の損害賠償請求を求めるものです。

従来からの主張を続けても将来の損害賠償請求が認められるはずではありませんが、より裁判所が将来の損

害賠償請求を認定しやすいよう、コンター図が変わるか、原告が移動するか、という明確な基準を設けたものです。

さらに、この期日では、横田基地に飛来する航空機の騒音を撮影したものを法廷内で放映し、裁判官にその騒音を体験してもらういわゆるビデオ検証を実施しました。放映は30分程度に及びましたが、裁判官3人は真剣に視聴し、騒音被害を的確に伝えることができました。

この成果を踏まえ、次回9月27日、実際被害地域に赴く、現地進行協議期日の成功につなげていきましょう。

【弁護士 杉野 公彦】

法廷で米軍機の映像を上映

東京高裁での第2回口頭弁論では、DVD上映が行われました。横田基地に離着陸する軍用機の様子を撮影した映像です。

地裁立川支部で審理が行われていた2014（平成26）年7月、弁護団が3日間にわたって横田基地サウスゲート前に張り込み、撮影と騒音測定を実施したのですが、撮影した映像自体はお蔵入りになっていました。それが今回ようやく日の目を見ることになったものです。

常駐機C-130はもちろん、空中給油機、C-5ギャラクシー、C-17グローブマスターⅢなどの大型機、軍用ヘリコプターなど、臨場感のある映像となっています。

しかし、これだけでは裁判官に見せるには物足り

ません。配備が強行されつつあるCV-22オスプレイと、爆音を轟かす戦闘機の映像もどうにか取り込みたいところ。証拠提出期限が迫る中で、原告団と支援者の協力を得て、6月にはオスプレイの、7月には戦闘機F-22ラプターの映像を入手することができました。

さらに、長時間にわたって響き続ける、横田基地からの地上騒音の録音も取り込んでいます。

法廷での上映中は、3人の裁判官も映像に食い入るように見ていました。1日だけの現場検証では体験しきれない騒音と軍用機の威圧感を裁判官に届けられたのではないかと思います。

今回のDVDは各支部にもコピーがありますので、ご覧になりたい方は、原告団事務所または各支部の世話人にお問い合わせ下さい。【弁護士 加納 力】

7/27の進行協議で原告8名と証人1名の尋問が採用

11月20日は8名の原告本人尋問…証人として「横田基地の撤去を求める西多摩の会」の高橋美枝子氏が法廷に立ちます

9月27日に実施予定の現地進行協議の1日の行程が決まりました。一番原告らの要望に応え、裁判官3名が八王子、昭島、瑞穂を中心に被害地域を一日をかけてまわります。

また、11月20日に実施予定の尋問では一番原告ら8名全員と横田基地の撤去を求める西多摩の会の高橋美枝

子さんが採用されました。

被害地域に訪れ、基地と騒音被害の実情に触れ、当事者の生の声を聞くという姿勢を裁判所として示したものであり評価できます。

【弁護団事務局長 弁護士 山口 真美】

清水幸一事務局長追悼



8月6日 第2次新横田基地公害訴訟原告団の清水幸一事務局長が、治療の甲斐虚しくご逝去されました。

清水事務局長が逝って早や1ヶ月が過ぎましたが、葬儀に飾られたにこやかで晴れやかな遺影を思い出すと、「やあー！」と声をかけ、ひょっこり

会議に顔を出すような気がしてなりません。

横田基地の騒音被害を訴えるときの独特の話しぶり、「家族団らんの時間、ビールを飲みながら歌謡ショーに聴き入っていると、飛行機の

爆音で八代亜紀が口をパクパク、美空ひばりが口をパクパクとなり、一日の疲れを癒やす貴重な時間が台無しになってしまいます。」と庶民の目線に立って分かり易い話し方を心がけていたことを思い出します。

また、今回の第2次新横田訴訟一審判決前、多くの方々に「公正判決を求める要請署名」活動に取り組みました。しかし、都区内の民主団体、労働組合に協力要請を行おうとしましたが、今まで都内の団体に運動を広げた経験がなく、躊躇していたところ、清水事務局長が「前に東京土建労働組合の横田基地調査ガイドをしているので顔見知りになっている。俺が行ってくる。」と発言、地図を片手に各支部を訪問し、協力を要請してきました。このように、困難な課題にもチャレンジし、率先して苦境を打開する活動力に溢れた人であり、病気とはいえ早世されたことは誠に残念でなりません。今はただご冥福を祈るのみ。合掌。

【原告団団長 大野 芳一】

清水幸一さんの逝去を悼んで 弁護団団長 弁護士 関島 保雄

お亡くなりになられる約1か月前に本人から病気治療の為原告団事務局長を退任したいという話があり、病気治療に専念され必ず復帰するものと願っていました。逝去の報に接し、早すぎる病気の進行が信じられませんでした。清水さんが御病気であることは前から聞いていましたが、清水さんの元気な声に私達は病気のことを忘れ無理をさせたのではないかと反省しています。高裁判決で1審判決より前進した判決を清水さんの霊に報告出来るよう弁護団員一丸となって頑張る覚悟です。



清水事務局長ありがとう 瑞穂支部 岡口 明

彼は昔から、人が尻込みすることを自ら進んで引き受けてきました。町内会長も原告団事務局長も受け、重責を背負ってくれました。応援団長のような、大きな声はストレスを跳ね飛ばす勢いがあり、私はたくましくも感じていました。高裁の目途も立っていたのに逝ってしまうなんて、残念でなりません。これからは翁長さんと天国でスクラムを組んで、持ち前の大声で「オスプレイの横田配備反対！」と抗議の声を上げてください。お願いします。



原告団活動日誌



- 7/18 原告団ニュース第43号発行・発送作業
- 7/19 第9次横田基地訴訟結審支援行動
- 7/20 弁護団会議に出席
- 7/24 オスプレイ横田配備反対連絡会会議
- 7/27 控訴審第2回口頭弁論
- 7/31 原告団ニュース編集会議
- 8/13 定例事務局会議
- 8/20 第66回原告団幹事会
- 8/25 オスプレイ横田配備反対署名宣伝行動@立川駅北口
- 8/28~29 弁護団合宿に参加
- 9/3 オスプレイ横田配備反対連絡会会議

低周波音被害アンケート 最終締切 9月15日に延長

現在約250通の回答を得られました。弁護団で鋭意集約中です。まだ提出されてない方は、9月15日までに原告団事務所に返信をお願いします。